

松戸市教育委員会会議録

平成26年5月定例会

松戸市教育委員会会議録

平成26年5月定例

開 会	平成26年5月8日(木) 14時00分	閉 会	平成26年5月8日(木) 16時08分	
署名委員	委員長 關 英昭 委 員 山田 達郎			
出席委員 氏 名	委員長 關 英昭	○	委 員 市場 卓	○
	委員長職務代理者 瀧田 泰子	○	委 員 山田 達郎	○
	委 員 松田 素行	○	教育長 伊藤 純一	○
出席職員	内訳別紙のとおり			

提出議案	内訳別紙のとおり
特記事項	

教育委員会事務局出席職員一覧表

平成 26 年 5 月定例教育委員会

No.	部課名 及び 職制名	氏 名	No.	部課名 及び職制名	氏 名
1	生涯学習部 部長	青柳 洋一	21	博物館 次長	林 総太朗
2	学校教育部 部長	大井 徹	22	指導課 課長	田迎 宏之
3	” 参事監	門 良英	23	” 課長補佐	山口 昌郎
4	教育企画課 課長	宮間 秀二	24	教育研究所 所長	山口 明
5	” 課長補佐	中野 幸子	25	” 所長補佐	平松 澄明
6	” 主幹	横田 浩一	26	” 指導主事	福島 拓
7	” 主査	藤中 孝一	27		
8	” 主任主事	橋本 欣之	28		
9	” 主事	伊藤 翔	29		
10	社会教育課 課長	海老沢 健司	30		
11	” 課長補佐	町山 茂昭	31		
12	” 主幹	阿部 寛之	32		
13	” 主幹	藤田 和子	33		
14	生涯学習推進課 課長	鈴田 正則	34		
15	青少年会館 館長	杉浦 正和	35		
16	生涯学習推進課 課長補佐	夏井 寿	36		
17	図書館 館長	中川 礼治	37		
18	” 主幹	長谷川 毅	38		
19	戸定歴史館 館長	田岡 恵子	39		
20	” 館長補佐	斉藤 洋一	40		

平成26年5月定例教育委員会会議次第

1 日 時 平成26年5月8日（木） 午後2時00分

2 場 所 教育委員会5階会議室

3 議 題

(1) 議 案

① 議案第24号

松戸市学校教育教科指導員設置に関する規則の一部を
改正する規則の制定について

(指導課)

② 議案第25号

平成27年度に使用する松戸市教科用図書の採択に
関する方針について

(指導課)

③ 議案第26号

松戸市社会教育委員の委嘱について

(社会教育課)

④ 議案第27号

松戸市文化財審議会委員の委嘱について

(社会教育課)

⑤ 議案第28号

松戸市図書館整備計画審議会委員の委嘱について

(社会教育課)

⑥ 議案第29号

松戸市教育功労者の表彰について

(社会教育課)

⑦ 議案第30号

松戸市公民館運営審議会委員の委嘱について

(生涯学習推進課)

⑧ 議案第31号

松戸市教育功労者の表彰について

(生涯学習推進課)

⑨ 議案第 3 2 号

松戸市立博物館協議会委員の委嘱について

(博物館)

⑩ 議案第 3 3 号

松戸市心身障害児就学指導委員会委員の委嘱について

(教育研究所)

(2) 報告等

① ジャポニスム学会展覧会賞受賞について

(戸定歴史館)

4 その他

委員長 本日の教育委員会会議に、2名の方から傍聴したい旨の申し出があります。松戸市教育委員会傍聴人規則に基づき、これをお認めいたしますのでご了承願います。

それでは、傍聴人を入場させてください。

(傍聴人入室)

◎開 会

委員長 ただいまから平成26年5月定例教育委員会会議を開催いたします。

◎会議録署名委員の指名

委員長 開会に当たり、本日の会議録署名人を山田委員にお願いします。

◎議案の提出

委員長 日程に従い議事を進めます。

本日の議題は議案10件、報告等1件となっております。議案が10件とたくさんございますので、議事進行を滞りなく進めたいと思いますので、ご協力をお願いします。

◎議案第24号

委員長 初めに、議案第24号「松戸市学校教育教科指導員設置に関する規則の一部を改正する規則の制定について」を議題といたします。

ご説明願います。

指導課長 指導課田迎でございます。よろしくお願いたします。

議案第24号「松戸市学校教育教科指導員設置に関する規則の一部を改正する規則の制定について」承認を求めます。提案理由は記載のとおりです。

2ページをごらんください。

改正する条項につきましては、2点ございます。

1点目は、第3条の定数を「42人以内」を「50人以内」に改めること。これにつきまして

は、平成26年度は、松戸市学校教育教科指導員を46名委嘱する予定でございます。今後、さらに本市独自の小学校、中学校の言語活用科と、将来的に小学校英語の教科化等を視野に入れ50人以内とし、承認いただくものでございます。

2点目は、第7条の報償を削り、「第8条」を「第7条」とし、「第9条」を「第8条」とするものでございます。報償につきましては、平成22年度までは報償費を支払っておりましたが、平成23年度以降は、他校の教職員の指導も本務のうちであるという観点から服務をしない出張扱いとし、予算計上せずに、報償費は支払われた実績はございません。したがって当該条文は平成23年度予算要求時に改正すべきでありましたが、改正漏れがあり、現在の実態に合わないため削除するものでございます。

以上、松戸市学校教育教科指導員設置に関する規則の一部を改正する規則の制定について承認を求めます。

以上でございます。

委員長 ありがとうございます。

議案第24号につきましては、ただいまのご説明のとおりです。これより質疑及び討論に入ります。

松田委員 それでは、質問を何点かさせていただこうと思います。

ただいま、50名ということについての根拠をお話しいただきましたが、もう少し積算根拠を明らかにしていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

指導課長 50名の根拠につきましては、今年度はですね……。

委員長 すみません、発言やお答えになるときには、できるだけ教育企画課長とか指導課長のよう、職位を言ってください。そうしないと議事録を作る際に、速記録を起す方が、どなたの発言かわからず苦勞されます。もう一度お願いします。

指導課長 すみません。指導課田迎でございます。今年度は14の教科・領域について委嘱をしております。将来的に言語活用科のさらなる推進を考えた場合、日本語分野も小学校、中学校から委嘱をしていきたいと考えております。また小学校の英語の教科化等を見据えた場合、小学校教員から小学校英語の教科指導員を委嘱しますと、全部で16の教科・領域、こちらでの委嘱が考えられます。各教科・領域で3名ずつ委嘱することを想定した場合、16の教科・領域掛ける各3名、48名は最低必要ということで、切りのいいところで50名としたところでございます。

松田委員 ありがとうございます。それでは、意見は後で申し上げたほうがよろしいのでし

ようね。

委員長 そうですね。

松田委員 質問を引き続きさせていただきます。

このような教科指導員制度をとっている自治体というのは、近隣ではどれぐらいあるのでしょうか。それから、その次の質問ですけれども、松戸市学校教育教科指導員設置に関する規則の中には、教科及び領域に関する指導、助言が職務であると示されていますが、この場合の領域というのはどういう意味なのか、それをご説明いただきたいと思います。それから、第5条については教科指導員の任期は1年とするということになってはいますが、もし仮に、ここで5月あるいは6月に委嘱をした場合には、来年の5月、6月までになってしまうのかどうか、お答えいただきたいと思います。

指導課長 指導課田迎でございます。近隣市の状況については、今現在、正確には把握をしておらない状況でございます。続いて領域についてでございますが、教科以外ということで、道徳、それから特別活動、学級活動等含まれると思いますが、そちらのほうの領域ということで考えております。それと任期のほうでございますが、こちらは今年度いっぱい、3月31日までというふうに考えております。

以上でございます。

学校教育部長 近隣市の状況でございますが、計画訪問そのものをやっている市町村、柏はやめました。それから流山はやっております。教科指導員制度という形でしっかりやっているのは、近隣では松戸だけだと思います。それから、やはり1教科3名ということで、先ほどお話がありましたけれども、年間、小中高校合わせて33校の計画訪問をやっておりますので、その33校を各教科1人でというのはなかなか学校の負担が大きくなりますので、1日がかりで今、1校計画訪問で回らせていただいて、各教科等の指導をやらせていただいているということもありますので、学校から出していただく教科指導員の数をふやして学校の負担を軽くしていくということもありまして、人数を増やさせていただいているという状況でございます。

松田委員 ありがとうございます。

よろしいでしょうか。

委員長 松田委員、どうぞ。

松田委員 先ほどのご説明の中で領域というのは道徳、特別活動、総合的な学習も含めてでしょうか、そういうふうに捉えていらっしゃる。しかし領域というのは例えば数学の中の

式の計算の領域とか、そういった捉え方もしているわけで、その辺の整合性をとっていただきたい。私の認識では、現在では、道徳とか特別活動を領域としては捉えていないように思います。市としては、領域として道徳等をとらえていこうという考えであれば、それはそれでけっこうですので説明できるような整合を図っていただきたい。

指導課長 指導課田迎でございます。そうです、松戸では教科以外のものを領域というふうに捉えて、教科指導員のほうを委嘱をしているところでございます。

委員長 教科以外の全てを含むかなり広い理解になりますね。

松田委員 ということですね。質問は以上です。

委員長 よろしいですか。ほかにいかがでしょうか。

山田委員 実際にどういう先生方がこの指導員に当たられているのか、実像がなかなか想定しにくいもので、理解の参考に教えていただけますでしょうか。

指導課長 指導課田迎でございます。先ほど部長のほうからもありましたが、年間33校程度の計画訪問を行わせていただきまして、その際に授業のほうを見せていただいております。その際に、この教科でこの先生、この教諭が教科指導員として、ほかの学校の先生方の指導に当たるのがふさわしいだろうということで人選をさせていただいております。

以上です。

山田委員 わかりました。要は現役のというか、現場の先生方の中から指導員で適格であるという方をその指導員として、他校の先生方のその教科について指導に当たるということですね。ようやく理解できました。わかりました。

委員長 それは先ほどの松田委員が指摘された教育教科指導員設置に関する規則の4条を根拠として、この4条の文言から、教育指導員は教科及び領域指導に関して豊かな識見を有する者のうちから教育委員会が委嘱するとある。これに基づいて、具体的には今おっしゃったような形で人選するということですね。

よろしいですか。

山田委員 はい、わかりました。

委員長 ほかにいかがでしょうか。よろしいですか。

7条を削除し、8条、9条の条文を繰り上げるという形で改正したいということです。7条を削除する理由は、これは本務の一環であるということですね。教員の本務の一環であるということから、特別に報酬は必要ないということだそうです。他市にはない制度なので、他市との比較はできません。

よろしゅうございますか。なければ質疑及び討論は終結し、採決したいと思います。

松田委員 では、意見を述べさせていただいていいですか。

委員長 松田委員、はい、どうぞ。

松田委員 意見を言わせていただきます。私はこの第3条については、今お伺いしましたところによると松戸市独自のやり方だというようなことで、私は大変すばらしい制度だと思っています。一方、松戸の現状を考えた場合に、若い先生方が次第に多くなり、指導力の向上、それが大きな課題になってくるだろうと思います。そういうことを考えてみますと、50人では少ないのではないかと思います。少なくとも各校1名ぐらい配置するようなことを考えてもよいように思います。ですので、50人とした根拠についてのご説明については不満が残ることを申し上げておきたいと思います。

それから第2点目です。その第3条の50人ということと、先ほどの領域の考え方が今回の指導要領と整合がとれているのかなど、現状と規則が合っていないのではないかなど考えます。また、教科指導員の任期が1年だという表記がなされていますが、先ほどの説明だと3月31日までであるということになると、この1年という表記は、適切ではないと思います。

また、第6条に教科指導員は教育委員会の職務上の命令に従わなければならないとありますが、委嘱との関係において職務上の命令という文言が適しているのかなど、その辺をもう少し吟味しなければいけない時期にきているのではないかと考えます。そういったもろもろのことを考えてみますと、この規則が非常に古くなっているのではないかと思います。全面的に見直しをしていただく機会なのではないかなど考えます。したがって、この案については、ここでは保留にさせていただいて、もう一度これを見直していただくことを要求・提案、させていただきます。

委員長 ということは、松田委員は今、動議を出されたことになります。保留にしてということは、動議を出されたことになりますか、つまり、別の議案を出されたというふうに理解したほうがいいですか、それとも、そこまで強い意味はありませんか。

松田委員 そこまで強い意味はありません。

委員長 そうですか。

松田委員 ええ、私は見直しを求めたいと。

委員長 求めるということですね。

教育長いかがでしょう。

教育長 今の松田委員の意見にも応じた私の意見というか、今後を見据えての答えになると思

うんですが、私も実はこの提案の内容については、指導課から出されたときに、私には一番最後に回ってきますので、もう時間が間に合わないということもあって、とりあえず今回はこれで出させてくださいということで、実は提案いたしました。と申しますのは、今、松田委員からも出た50人という人数については、今の意見の交換の中にもあったほかに、例えば、今度の指導要領がまだ確定した形では出ていませんので、私たちが想定していないことも出る可能性もまたあります。それに応じて言語活用科そのもののあり方というものも変更せざるを得なくなる場合もあり得ると思います。あるいは、今の松田委員のご意見の中にあつたように、実は教員の研修というのも物すごく大きなテーマになって今後出てきます。そうすると、教科指導員という分野を教科指導のリーダーの育成というふうにと考えると、この倍にしてもいいくらいの、これで1教科をいつも1人で指導するのではなくて、複数にしても別に構わないわけですよ。そういうことから考えると、もっと増やせる可能性が今後出てくる可能性がある。

それともう一点は、この市教委の教員の人数も、今のままでいられるとは限らないわけで、増えるかもしれないし減るかもしれない。減った場合には、それに応じて教科指導員の人数というのは増やさなければいけなくなる。そういういろんなニュートラルな部分が今後出てくるので、とりあえず今回はこの50人で提案をさせていただいて、今後また、今、松田委員から出たほかのいろいろチェックする項目も含めて、再度私たちのほうで検討させていただくということで、一応これはこれで検討させていただいてということで、私はお願いしたいと思います。

委員長 ということですが、松田委員の考えは只今の教育長の考えと同じと見ていいですか。

松田委員 ええ、私の趣旨と全く同じです。

委員長 わかりました。つまり付帯条件をつけましょう。今後、早いうちにこの規則全体を見直して、抜本的な新しいものを入れたものにしてほしいということですね。

教育長 そうですね、はい。1つ、すみません。今出た領域という言葉についてですけれども、確かに今度の指導要領には合わないんですが、ただ、指導の形態として、実は諸学校では学年部会に分かれた形での指導というふうには、教科そのものではなくて、1学年なら1学年という部分で総合的に指導に入っているという、そういう形態も多くとっているの、そういう複数というか、いろんな指導形態がありますので、それも頭の中に入れて文言は考えていきたいなど。よろしくをお願いします。

委員長 そうですね。4条そのものの文言自体が抽象的な文言が結構ありますからね。最初に

教育一般という言葉を使い、そのあとでその教育一般を受けて、特に教科及び領域指導といっているんですね。だから教科一般全体を含むという理解も可能ですよね。したがって、その辺も今後見直し検討するというところでよろしゅうございますね。

松田委員 はい。

委員長 という条件をつけた上で、議案第24号については、その他ご意見、ご質問がなければ質疑及び討論を終結し、採決したいと思います。

議案第24号につきましては、今後早いうちに見直すという条件をつけて原案どおり決定するというところでよろしゅうございますか。

(「異議なし」の声あり)

委員長 ご異議がないものと認め、議案第24号は原案どおり決定いたしました。

◎議案第25号

委員長 次に議案第25号「平成27年度に使用する松戸市教科用図書の採択に関する方針について」を議題といたします。

ご説明願います。

指導課長 指導課長の田迎でございます。議案第25号「平成27年度に使用する松戸市教科用図書の採択に関する方針について」承認を求めます。

提案理由は記載のとおりでございます。

今年度は、平成27年度から使用される小学校教科用図書の新たな採択年度となります。中学校教科用図書は、義務教育諸学校の教科用無償措置に関する法律施行令第14条により、27年度も4年間、同一の教科用図書を採択する年度になっており、28年度から新たに使用する教科用図書を来年度採択する予定でございます。

また、学校教育法の附則第9条に規定する特別支援学級で使用される教科書につきましては、検定教科書の規定から除かれるため、毎年採択することになります。

以上を踏まえまして、平成27年度使用教科用図書の採択を実施するために、採択地区協議会規約及び採択に関する一般方針について承認いただくものでございます。

2ページをごらんください。

目的につきましては、法に基づき、松戸市教育委員会が平成27年度に松戸市立小中学校で使用する教科用図書を適正に採択することでございます。

2番、採択の基本方針でございますが、法に従いまして、東葛飾西部採択地区内にある市と協議の上、種目ごとに同一のものを採択するものとします。

3、協議会規約の遵守でございますが、協議会規約については、4ページ、5ページに記載のとおりでございます。なお、平成26年度の協議会事務局は流山市になります。

4、協議会の委員については、記載のとおりでございます。

5、候補図書の公表ですが、各委員が推薦した候補図書についての公表はしないものとしたします。

6、採択図書の決定につきましては、協議会が種目ごとに選定した教科用図書について、松戸市教育委員会会議でこれを採択いたします。

7、情報開示については、記載のとおりでございます。

なお、松戸市教科用図書選定の基本的な観点につきましては、内容として7項目、組織・配列で3項目、表現について2項目、造本について2項目。

以上、平成27年度に使用する松戸市教科用図書の採択に関する方針について承認を求めるものでございます。

以上です。

委員長 ありがとうございます。議案第25号につきましては、ただいまのご説明のとおりです。これより、質疑及び討論に入ります。

市場委員 初歩的な質問なんですけど、そもそもこの教科書採択というのが、この松戸とか野田とか、採択地区がこういう範囲で決められているということの背景というか、理屈とかというのをちょっと教えてほしいんですけども。なぜ松戸市、法律でそう決まっているかもしれませんけれども、その法律の理屈というか、考え方というのをちょっと教えてもらいたいと思っております。

委員長 これはどなたに回答していただいたらよろしいですか。指導課長でよろしいですか、それとも教育長。

教育長 いや。

委員長 指導課長。お願いします。

指導課長 この採択地区に関しましては、県の教育委員会のほうで採択地区を決めて、東葛管内6市ございますけれども、その中をまた2つに分けて、東葛飾の西部地区、東部地区ということで、西部地区が松戸市、流山市、野田市、東部地区のほうは柏市、鎌ヶ谷市、我孫子市という形で、県のほうで指定というか、決められたものでございます。

市場委員 それは要するに、人口とかを考えて便宜的にそういうふうに分けているというようなことですか。

教育長 変更は、これは可能です。一応、でも、現在は県の決まりの中で、東葛はそういうふうに2つに分かれているという状況になっています。

市場委員 すみません、ありがとうございます。

教育長 ちなみに、以前は所轄は全部一緒でした。だんだん傾向としては細かくなっていく方向にあります。

市場委員 ありがとうございます。

山田委員 今の市場委員のご質問の延長線になるかもしれないんですが、先日、教科書に関して、これとは直接は関わりありませんが、図書館に置いてほしいという請願が出されて、みんなで議論をさせていただきました。いろいろ、やっぱりそこでも市民の関心が高いという1つの分野であろうとも思います、教科によっても差があるのかもしれませんが。その市民の関心考えたときに、やはり、これは大変重要な役割を担って、教育長を初め教育委員のほうでこれに当たると。それが今、市場委員のご質問にあったように、なぜその松戸、流山、野田が西部地区として一緒にやるのかというようなことは法律上の裏づけがあってやることなんです、先般、沖縄のほうで行き違いが大分広がっているというような実例もありますので、この採択の方針、きょう、これが審議の対象だと思うんですけども、この中で言うと、例えば2の採択の基本方針の一番下の行に、市と協議の上採択するんだというような、その協議とは何なのかというあたりですね。これは最終的には、西部採択地区での結果を受けて、この教育委員会で決定をしていくという流れになると理解しているんですけども、市との協議と、例えばここに書いてあることの中に、松戸市内の小中学校がどのような教科書を使うべきなのかについて松戸市の意見というのがどのように反映されるのか。それは、その委員を通じて反映するというのが一番正しい反映の仕方だろうと思うんですけども、例えばこの文言でいうと、協議の上という余地があるように読めますので、それはどのようにこの文章の成り立ちとして位置づけられているのかという、この協議というところを、ちょっと解説をしていただけるとありがたいですが。

松田委員 すみません、関連。

委員長 はい。松田委員。

松田委員 関連質問でお願いをしたいと思います、今、山田委員からは2番の採択の基本方針についてご質問がありましたが、私は6番との関係について質問させていただきます。

2番では地区内で同一のものを採択するとありながら、6番で、松戸市教育委員会議でこれ採択するとなっています。この関係についてご説明をいただきたいと思います。

委員長 いかがでしょうか。

すみません、事務局に教育六法全書はありますか。あったらちょっと見せて下さい。どうということかと言いますと、根拠条文が2カ所あるから厄介なんです。したがって、そこのところをはっきりしないといけないですね。確認したいのは、地方教育行政の組織及び運営に関する法律と、それから、ここにありますように、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律、2つの法律です。この2つの法律がそれぞれ違うことを言っているから、いろんなところでいろんな意見の違いが出てくるんです。山田委員がおっしゃったのは沖縄の石垣地区ですね。竹富町が違う決断をしたというのは、その2つあるどちらに重きを置くかによって、結果が違ってきます。つまり地教行法によりますと、23条でこういうことを言っています。教育委員会の任務についてです。教育委員会というのはどんな職務権限があるかということ、23条で19号挙げていますが、その第6号に、「教科書その他教材の取り扱いに関すること」というのがあります。つまり、教科書については教育委員会が決定すると言っています。もう一つは、教科用図書の無償措置に関する法律の13条の4項はこう言っています。つまり教科用図書の採択については、「採択地区が2以上の市町村の区域をあわせた地域であるときは、当該採択地区内の市町村立の小学校及び中学校において使用する教科用図書については、当該採択地区内の市町村の教育委員会は協議して種目ごとに同一の教科用図書を採択しなければならない」とあるんです。つまり、そうしなければいけないという義務規定です。一方で、無償用教科用図書の法律についてはそう言って、地教行法では、教科書については教育委員会が決定すると言っているんです。これのどちらが優先しどちらが劣後するというのは、どうもはっきりしません。したがって、うまく両方が一致する場合には問題ないんですけども、沖縄県のようにちょっと違った意見が出てくると、さてどっちが優先するのか、という問題に発展します。最終的には、僕は地教行法だと思うんです。したがって、教育委員会が最終的に決めることになります。そのときには無償法が該当しないから、国のお金では教科書は配布されなくなります。その市町村の独自の資金でもって買って採用するということになるでしょうね。それは1つの解釈です。絶対とは言いません。

もう一つは伝統的な解釈で、どちらが優先する、どちらが劣後するということを決めないで、やはりここは協議してというところに重きを置いて、この東葛西部地区3市でもって協議して1つのものを選ぶ。それを大切にしましょうという了解のもとで各市に持ち帰って、

それをお諮りするというやり方。これは1種の穏便な解決方法だと思います。したがって、どっちが優先するかしないかなんていうことは余り考えない。固有の権限は教育委員会があるので、形式上は教育委員会に諮って、そこで最終決定してもらおう。その材料というのは、それぞれの地区でもって決定したことを尊重して扱う。その2ページの、先ほどおっしゃった6ですね。2でもって西部採択地区内にある市と協議の上、3市が協議して種目ごとに1つものを決めていきましょう。これはお互いの協約事項です。6で、その選定した教科用図書については、松戸市教育委員会会議でこれを採択する。これを尊重して決めましょう。仮に異議を申し立てた場合には、またもう一度3市の協議会に戻って、そこで議論して、もう一度1からやり直しですね。ということになります。これは政令指定都市や、あるいは一定の単独でやると決めている市町村では単独でこれを全部やるわけですが、松戸市としては伝統的にこれは東葛6市でやってきたものを、今は東部と西部に分けて3市ごとにやるということになりました。そういう経緯があります。市場委員、それで少しはご理解いただけましたか。

市場委員 はい、解説ありがとうございます。

委員長 この問題は厄介なんですよ。

指導課長、それでよろしいですか。

したがって、このやり方がいいか悪いかということは、ここでは議論したくありません。

教育長 結局、県のそういう国から下りてきている採択協議会という方針に、基本的には私たちはのっかって動いているわけなので、この2ページにある先ほど松田委員から質問のあった教育委員会というのは、もう一方の法案、法律との整合性というのをとるための文言ですよ。でも、ある意味これは整合性をとるためというか、協議会のほうとの妥協案みたいな形で載っているというふうに私のほうは理解をしていますので、基本的には協議会のほうの議論に従う。ですから、つけ加えて言えば、要するにいろんな市が単独で採用も可能なわけですけれども、ただ、それぞれの教科を専門委員をつけてきちんと議論するということは結構な仕事量なわけで、それに対しての人数をきちんと各自治体が確保できるかということ、やっぱりこれは大変なわけなんですよ。なので、3つの市が協力して各教科書を調べてということもあります。

委員長 そうですね。

松田委員 ちょっと確認をさせてください。

委員長 はい、松田委員。

松田委員 その採択地区が採択したものと、市が、つまり我々が採択しようとしているものが違った場合には、改めてそこで協議をするというシステムがあるのでしょうか。

委員長 教育長、どうぞ。

教育長 あります。

委員長 事実上はそうなりますか。

松田委員 はい、わかりました。それなら結構です。

委員長 ほかにいかがでしょう。

4ページをごらんください。4ページに地区協議会規約があります。その3条の任務をご覧ください。この協議会の任務は、教科用図書について、種目ごとに同一の教科用図書を採択するための協議及び連絡調整をすることです。つまり同一であるということ、協議すること。ちょっと穏やかに言っていますね。これを尊重して、我々の市の、2ページに戻ります。ここでさっき言った6ですね。協議会が選定した、協議して選んだ、同一というのはそういう意味ですね。その教科用図書については、松戸市教育委員会、この会議でもっていいか悪いかを決めていただくと。そういう読み方でよろしいかと思います。どちらにもメリット、デメリットがあります。したがって、どれがいい、これがいいということはちょっと言えませんが、伝統的に東葛地区はこういう形でやってきました。したがって、今回もそれを踏襲したご議論をいただきたい。

いかがでしょう。

山田委員 今までのご説明をお聞きしまして、改めて確認、私も教育委員で何年間か過ごさせていただく中で、この教科書選定の場面というのは何回も拝見はしているわけなんですけれども、今そうすると、協議会と市の教育委員会との関係性をもう一回確認すると、代表の委員が行くということは、これは法律上決まっているので、それでいく。協議会で決定したことをこちらでもう一回ここはよくその教科書の実物も含めて吟味するという作業を行う過程で、要は、市として何も結果決まったことに関して意見を言えないではないかという、もし例えば市民の方からの疑問等に対しては、いや、ここで十分な吟味をしているということと、それから、もし何か意見があれば再度協議するということは仕組み上あり得るんだという前提の上で、この教育委員会での採択結果を受けた議論というのはしているということは今までもやっているし、今年もそれは間違いなくやっていくということの理解ということによろしいわけですね。

委員長 そうですね。

山田委員 何も、もう決まったものを受けるしかない、変えようがないということではない。

委員長 ない。

山田委員 という前提でその結果を聞くと。はい、わかりました。

委員長 地教行法の精神は、そういうことだと思います。よろしゅうございますか。

それでは、議案第25号につきましては、これをもって質疑及び討論は終結し、採決したいと思います。

議案第25号につきましては、原案どおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

委員長 ご異議がないものと認め、議案第25号は原案どおり決定いたしました。

◎議案第26号

委員長 次に議案第26号です。「松戸市社会教育委員の委嘱について」を議題といたします。

お願いします。

社会教育課長 議案第26号「松戸市社会教育委員の委嘱について」ご説明いたします。

社会教育法第15条第2項の規定に基づきまして、別紙のとおり松戸市教育委員に委嘱するものでございます。

提案理由につきましては、任期が満了することに伴い、新たに委嘱するものでございます。

任期につきましては、平成26年6月1日から平成28年5月31日までの2年間でございます。

次ページに名簿がございますが、今回、再任8名、新任2名の方を委嘱したいと考えてございます。

新任者について、提案理由をご説明させていただきます。

まず、社会教育委員といたしまして、小熊浩典氏でございます。小熊氏は現在、10代後半から20歳代が中心になって運営するNPO法人こぼていー子ども参画イニシアティブの理事長として、子供の社会参画を進める活動を展開されており、子供の社会参画を進める実践者としての視点から、ご意見を期待しているものでございます。

続きまして、学識経験者といたしまして、三島孔明氏でございます。三島氏は千葉大学大学院園芸学研究所准教授で、環境教育や職能教育を専門とされており、専門分野において市民向けの環境学習などを開催されるなど、社会教育を実践しておられる方でございます。今年度、社会教育基本計画の策定を予定することから、前期より学識経験者1名を増員したく、

昨年4月に市と包括協定を締結しました千葉大学から今般推薦をいただきました三島氏を委嘱したいと考えてございます。

そのほか8名の方につきましては、再任の同意を得ておりますので、再委嘱したいと考えております。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

委員長 ありがとうございます。

議案第26号につきましては、ただいまのご説明のとおりです。これより、質疑及び討論に入ります。

山田委員 去る3月でしたか、社会教育基本計画の報告をこの会議でいただいて、委員長さん、副委員長さん、来ていただいて、お聞きをしました。大変興味深く、またいろいろな方面での検討が進められているという中で、このように再任をして、さらにパワーアップをして人数を増やすというようなことで、おおむね大変すばらしいことだろうというふうに思います。

ちょっと教えていただきたいのは、昨年は、たしか、かなり数多く社会教育委員の方の会議が行われたというふうにお聞きしています。その回数がもしわかれば確認をしたいのと、今年の予定がわかればお聞きをしたい。それから、先ほどの基本計画の策定スケジュールをこの機会に教えていただければありがたいと思います。

以上です。

社会教育課長 昨年度、社会教育委員会議は、4回開催してございます。今年度でございすが、策定に向けまして8回を予定してございます。1回目は、6月に委嘱式を行いまして、その後、第1回の委員会を開催する予定でございすが、その後の会議の開催予定でございすが、7月、9月、11月から3月までは毎月1回の計8回を開催する予定でございすが、今年度、前回の教育委員会議のほうで提言の報告、ご説明があったと思いますが、この提言をもとにしまして、市民アンケート調査及び聖徳大学との連携によるモデル事業などを実施しながら社会教育委員の皆様にご議論いただき、計画を策定することとしてございすが。

委員長 よろしいですか。

山田委員 はい、ありがとうございます。

委員長 ほかにいかがでしょう。よろしいですか。

社会教育委員設置条例に基づくと、その社会教育委員の定数は10人以内とするとあります。したがって、今回、小熊委員と三島委員に新たに加わっていただいて、計10名ということになって強化されました。

瀧田委員は社会教育に関心をお持ちですが、何かご意見ありますか。

瀧田委員 委員の交代もあり、新しい取り組みがなされるのではないかと期待しているところです。会議も例年ですと今迄は2回ぐらいでせいぜいだったのが、去年、アンケートと提言をまとめるというので4回が多かったんですが、8回という非常に異例の回数で、委員さんは相当忙しくなるでしょうけれども、目的意識を明確にして、結果が出るようにしていただきたいと期待しているところです。よろしくお願いします。

委員長 ありがとうございます。

それでは、議案第26号につきましては、これをもって質疑及び討論は終結し、採決したいと思えます。

議案第26号につきましては原案どおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

委員長 ご異議がないものと認め、議案第26号は原案どおり決定いたしました。

◎議案第27号

委員長 次に議案第27号「松戸市文化財審議会委員の委嘱について」を議題といたします。
ご説明願います。

社会教育課長 議案第27号「松戸市文化財審議会委員の委嘱について」ご説明いたします。

松戸市文化財の保護に関する条例第25条第2項の規定に基づき、別紙の者を松戸市文化財審議会委員に委嘱するものでございます。

提案理由につきましては、平成26年5月31日をもちまして委員の任期が満了するためでございます。

任期につきましては、平成26年6月1日から平成28年5月31日まででございます。

この文化財審議会委員の職務といたしましては、文化財の保存及び活用に関し、教育委員会の諮問に答え、または意見を具申し、及びこれに必要な調査研究を行うというものでございます。

次ページに名簿がございますが、再任が5名、新任が2名でございます。いずれも、それぞれの専門分野に基づいて入っていただいております。

新任者について、提案理由をご説明いたします。

まず、中世史を専門とする委員といたしまして、名簿の下から2番目でございますが、湯

浅治久氏でございます。専修大学文学部教授の湯浅氏は、もと市川市歴史博物館学芸員で、日本中世史の地域社会のあり方を研究の主な専門としておられ、松戸市周辺地域の歴史に特に詳しくいらっしゃいます。本市には本土寺や東漸寺の寺社など中世資料が多いことから、文化財行政への協力指導を期待してございます。

続きまして、名簿の一番下、郷土史を専門とする委員としまして、松田孝史氏でございます。松田氏は、松戸の歴史、郷土、文化財に広い知識と理解を持つ社会教育団体松戸史談会の現会長を務められ、史跡巡りの実施や会報誌「松戸史談」の発行など、地元への学習還元を行われている方でございます。

そのほか5名の方は、これまでずっと継続して市内の文化財についての研究、協議をしていただいておりますので、今回も再任という形でお願いしたいと考えてございます。

以上でございます。よろしくお願いたします。

委員長 ありがとうございます。

議案第27号につきましては、ただいまのご説明のとおりです。これより質疑及び討論に入ります。

松田委員 先ほど、審議会委員の職務について、保存や活用について教育委員会からの諮問に答えるというようなことをご説明いただきましたが、昨年度は、どれぐらい開かれているのでしょうか。

社会教育課長 昨年は2回の審議会の開催を行ってございます。諮問につきましては、新たな市の指定文化財の指定についての諮問を教育委員会から受けまして審議いたしまして、その結果、答申を行い、教育委員会議において指定文化財の承認をするという流れになってございます。

松田委員 昨年度、教育委員会つまりこの場で答申を求めた上で2回開いたということですか。

社会教育課長 昨年の2回の会議につきましては審議会の会議でございまして、当委員会議の諮問を受けての開催ではございません。

松田委員 もう一点、お願いします。

委員長 はい、お願いします。

松田委員 教育委員会から最近で諮問したのはいつごろになりましょうか。そのときの内容を教えていただけますか。

社会教育課長 平成23年に1回、指定文化財の答申を行いました。東漸寺のシダレザクラ。高城氏の制札、これも東漸寺でございます。二十五菩薩来迎図、これも東漸寺ということで、

新たに指定文化財としての答申を審議会が当会議にさせていただいてございます。

松田委員 わかりました。ありがとうございました。

山田委員 これは委員の委嘱に関する議案でございますので、恐らくこれも、郷土史の史談会の会長さんが入られるというようなことから、いわゆる大学の先生のほかに、こういうまさに地域に精通しておられる方、湯浅先生も恐らくそういう意味では市川という隣接した地域で研究を深くされていたということで、そういった意味では非常にすばらしいことだろうな、パワーアップされるんだろうなというふうに理解をしております。その歴史的な点をどう市民の共有の財産として大切にしていくかということについては、普通、やはり専門でない学生あるいは市民の方にとってはわからないというか、そのオーソライズを誰かがしてくれないと、すばらしいものかどうかさえがわからないということで、感じないまま過ごしているということがあると思いますので、ぜひ、先ほど松田先生からの質問にもありましたけれども、積極的な活動を先生方にはさせていただいて、より市民に文化財の価値というものが伝わるような、そういった運営を特に事務局の方にはお願いをして、先生方のご努力を引き出していただければありがたいなというふうに思います。意見のようなものでございますが、感想で申し上げました。

委員長 ありがとうございます。

瀧田委員 そうですね、私も文化財審議会でも文化財として決めるということに関しては、ご専門の方の知識を存分に活用していただいていると思うんですが、市民がそれをいかに享受するか、知ったり、見たりすることができるかということが大切だと思います。東漸寺の文化財を決めるときも、その公表性についてお願いをした経緯がありますが、展覧会、展示会の形で市民に広げるところがなかなか見えてこないような気がするんで、やはり、今後そういう文化財になったものは、期間を決めてでもいいから市民がそのことを知り、1つは共有財産として楽しむことができるというような場がぜひ欲しいと思いますので、ただ宝物としてしまっておくということのないようお願いしたいと思います。

委員長 ありがとうございます。

社会教育課長 文化財につきましては、史跡巡りを行うほか、博物館での展示など、学習につなげているところでございます。また、市のホームページに文化財マップを掲載するなど、文化財について広く広報していきたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

委員長 あとは所有者の所有権というのがありますから、そう簡単に見せて下さいと言うわけにはいかないんですよ。

瀧田委員 そうなんですね。それは難しいのかも知れませんね。

委員長 そのところは、きついと思います。おっしゃる趣旨はよくわかりますので、なるべく所有者の了解を得ながら市民の共有の財産にできる方向でご検討いただきたいというふうにご理解ください。最後の報告事項で、それに関連したことが出てきますので、そこでまた話題になるかと思います。

議案第27号の質疑及び討論はよろしゅうございますか。

(「はい」の声あり)

委員長 それでは、27号の質疑及び討論を終結し、採決いたします。

議案第27号につきましては、原案どおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

委員長 ご異議がないものと認め、議案第27号は原案どおり決定いたしました。

◎議案第28号

委員長 次に議案第28号「松戸市図書館整備計画審議会委員の委嘱について」を議題といたします。

ご説明願います。

社会教育課長 議案第28号「松戸市図書館整備計画審議会委員の委嘱について」ご説明いたします。

松戸市図書館整備計画審議会条例第4条の規定に基づき、別紙の者を松戸市図書館整備計画審議会委員に委嘱するものでございます。

提案理由につきましては、同審議会の設置に当たり委員を委嘱するためでございます。

同審議会委員の職務といたしましては、本市が設置する図書館の総合的な整備計画の策定に関し、図書館のあり方、役割及び機能に関すること、施設の規模、構成及び設備や配置に関することなどを調査、審議いただくというものでございます。

任期につきましては、平成26年6月1日から平成28年5月31日までの2年間でございます。

なお、提案しました委員につきましては、次ページ、別紙のとおり、学識経験者を3名、社会教育関係者として2名、市職員1名の計6名の方を委嘱したいと考えてございます。

各委員について、提案理由をご説明いたします。

まず学識経験者につきましては、常世田良立命館大学文学部教授でございます。常世田氏

は、現在も全国で注目される浦安市の図書館サービスの礎を築き、その後、文部科学省に設置された、これからの図書館の在り方検討協力者会議の委員を務められるほか、本市の図書館についても、実際に全ての分館を訪れて状況を詳細に把握されていらっしゃることで、松戸市の地域事情も含め国や地方自治体の動向など、広い視点からの意見を期待してございます。

続きまして、同じく学識経験者として、大串夏身昭和女子大学人間社会学部特任教授でございます。大串氏は、都立中央図書館の現場で図書館サービスの中核となるレファレンス業務に長く携われ、その後、鳥取県を図書館先進県にすることに大きく貢献した片山知事時代に、鳥取県立図書館の目指す図書館像を委員長としてとりまとめられました。現在も、大学において図書館情報学の教鞭をとられる傍ら全国の各種委員を務められるなど、地方自治体の先進的な図書館の取り組みにも熟知されており、総合的な観点からの意見を期待しているところでございます。

次に、同じく学識経験者として、柳澤潤東京工業大学連携准教授でございます。柳澤氏は、理工系総合大学において専門的に公共建築のあり方を研究されており、文部科学省の図書館事例集にも掲載され、高く評価されている塩尻市の、えんぱーくを建築家として、単に施設的设计だけでなく機能にも先進的な提案をされておられることから、機能に基づいた施設のあり方について、その専門的知見や実践的な経験に基づいた意見を期待してございます。

続きまして、社会教育関係者として、今回社会教育委員に再任されます森めぐみ氏でございます。森氏は人権擁護委員を務められるほか、これまでに地域活動として常盤平陣屋前子ども会副会長、上本郷小学校PTA副会長、同じく同小学校の家庭教育学級長などを務められた経歴をお持ちでいらっしゃいますことから、経験に基づいた意見を期待してございます。

同じく社会教育関係者として、社会教育委員に再任されます澤谷奈緒美松ヶ丘小学校長が校長会から推薦いただいております。

最後に、市職員として、生涯学習部から青柳部長とさせていただきます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

委員長 ありがとうございます。

議案第28号につきましては、ただいまのご説明のとおりです。これより質疑及び討論に入ります。

市場委員 図書館の話題については、今までも何回か出ていますけれども、これは任期が2年になっていますが、その2年こういう審議をしていただいて、具体的に今どの程度の建設計画予定というのか、その辺をもう少し教えてください。

社会教育課長 まず、任期でございますけれども、2年とさせていただいておりますが、予定ですと今年度には整備計画を策定したいとはしてございます。ですので、今年度で整備計画の策定が終われば、この条例は廃止というようなことになろうかと思えます。

今後の予定でございますが、こちらの審議委員会ですけれども、年6回の開催を予定してございます。6月に委嘱を行いまして、第1回の審議会の開催後、6月、7月、8月、10月、11月、1月の計6回の開催を予定してございます。計画策定に至りましたらば、こちらの教育委員会会議でご報告させていただきたいと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

市場委員 まだ未定の部分が多いと思えますけれども、実際につくっていこうという計画、予定、心構え、心意気というか。

委員長 つまり、何かある程度グランドデザイン的なものがあるのかどうかということですね。

市場委員 そうです、それを聞きます。

社会教育課長 今はまだございません。

山田委員 人選について、特に今、常世田先生というお話は、前回もたしかお聞きをしておるところでございますし、バランスをとって建築の専門家、あるいは地域の市民の声を代表してというようなところ、また、青柳部長が教育委員会を背負って力を発揮していただくということ、人選については何もございません。今、市場委員からもありましたけれども、やはりぜひ実現をしていただきたいと。これはいろいろと難しい問題、お金の問題もあると思うんですが。といいますのは、やはり市の、まちの文化レベルをはかる上で、本屋さん、あるいはこういう図書館といった、どういうものに接することができるのか、それはアクセスがいいのか悪いのかと、いい図書館があるのかというのは非常に大きいと思うんです。

お恥ずかしい話ですが、先般、受験生になりました、高校3年生になりましたうちの娘が、休みの日に「図書館に行ってくる」と言って。「じゃ、送っていこうか」、「いいよ、金町だから」と。「あっ、そう」と。現実には、やっぱり、今の図書館がどう努力をしてもというところが、立地はそんなに悪くないのにそうになってしまうということが、やっぱり現実だと思うんです。そこは勉強しに行く場所というだけが図書館ではもちろんないんですが、注目が集まっているのかという意味で、今度もしつくられるとしたら、青柳部長のお力で、やっ

ぱり普通にどこにでもあるものをつくるのではなく、華美にお金をかけるものではなくて、工夫を凝らして使いやすく、そして市民がより文化的なものによく触れられるといったものにぜひしていただきたいというふうに願っております。本当に簡単な話ではないと思うんですが、希望を申し上げました。

委員長 青柳部長、何か一言ありますか。

生涯学習部長 今の、山田委員のほうから期待するという旨の意見をいただきまして、大変嬉しく思っております。今回の審議委員の方々、それぞれ大変優れた識見を有した方々ですので、ご意見をよくいただきまして、松戸市に特色ある、いわゆる単なる箱物ではなくて、優れた機能を有する図書館ということを目指して、この計画をつくってまいりたいと思いますので、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

委員長 ありがとうございます。

ちょっと気になった点があります。このメンバーの方たちはまさに適任だと思うんですけども、図書館長や松戸市の図書館の人がここに入っていないのが、ちょっと気になりました。何かそういう必要性はありませんか。

図書館長 図書館長。

委員長 図書館長、すみません、おられましたか。

図書館長 図書館の実務に関して、やっぱり詳しい方を委員にというお話がございましたけれども、常世田先生も大串先生も、それぞれ図書館で実際に実務を行っております。常世田先生は浦安の市立図書館の館長を務められておりますし、また大串先生は東京都の都立中央図書館のほうで実際に実務に携わっておられますので、特に私ども図書館のほうから委員という形では人選をさせていただかなかったというところでございます。

以上でございます。

委員長 そうですか。先ほど山田委員は、お嬢さんが図書館に行ってくる。松戸だと思ったら金町の図書館というのはちょっとショッキングでしょう。

山田委員 ごめんなさい。

委員長 いや、これはとてもいい例ですよ。つまり、その辺は地理的なこともあるし、いろんなこと、松戸のこと、松戸の図書館の状況をよく知っている方もやっぱり必要かなと思ったんで、あえてそう申しましたが、それはお任せします。これは、いろんなことで言えると思うんですけども、やっぱり地元の特色というのは、それなりにあると思うんですね。その意味では、青柳部長に全部その辺の期待がかかっていると思ってください。夢を持てるよう

な図書館を考えてください、お願いします。

議案第28号については、そろそろ質疑、討論を終結してよろしいですか。

(「はい」の声あり)

委員長 終結し、採決いたします。

議案第28号につきましては、原案どおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

委員長 ご異議がないものと認め、議案第28号は原案どおり決定いたしました。

◎議案第29号

委員長 次に議案第29号「松戸市教育功労者の表彰について」を議題といたします。

ご説明願います。

社会教育課長 説明の前に、資料の推薦書に一部誤りがございましたので、この場でおわびし、訂正させていただきたいと思えます。ページめくりまして3ページ目。小林政弘氏の推薦調書の⑨功績の概要でございますが、「社会教育委員長」とございますが、これは誤りでございますので訂正願います。また、次ページの4ページの上段、「②年月日」と左上にございますが、「③生年月日」の誤りでございます。申しわけございませんが、訂正をお願いいたします。

では、議案第29号「松戸市教育功労者の表彰について」ご説明いたします。

松戸市教育委員会表彰規則第2条の規定に基づき、別紙の者に感謝状を贈呈するものでございます。

提案理由といたしまして、松戸市社会委員及び松戸市文化財審議会委員として、それぞれの多大な功績と労苦に感謝の意を表するためでございます。

以上でございます。よろしく願います。

委員長 ありがとうございます。

議案第29号につきましては、ただいまご説明のとおりです。これより質疑及び討論に入ります。

3名の方に対する教育功労者表彰であります。

特にご異存はないかと思えます。よろしゅうございますか。

(「はい」の声あり)

委員長 ありがとうございます。議案第29号の質疑及び討論を終結し、採決いたします。

議案第29号につきましては、原案どおり決定することにご異議ございませんか

(「異議なし」の声あり)

委員長 ご異議がないものと認め、議案第29号は原案どおり決定いたしました。

◎議案第30号

委員長 次に議案第30号「松戸市公民館運営審議会委員の委嘱について」を議題といたします。

ご説明願います。

生涯学習推進課長 それでは、ご説明申し上げます。

議案第30号「松戸市公民館運営審議会委員の委嘱について」でございます。

社会教育法第30条第1項及び松戸市公民館の設置及び管理に関する条例第4条第2項の規定に基づいて、別紙の者を松戸市公民館運営審議会委員に委嘱するものでございます。

名簿につきましては、次ページ、2ページのほうに9名の方がございます。

提案理由といたしましては、松戸市公民館運営審議会委員の任期が平成26年6月2日をもって満了することに伴い、後任者を委嘱するためでございます。

以上でございます。

委員長 ありがとうございます。

議案第30号につきましては、ただいまのご説明のとおりです。

これより質疑及び討論に入ります。

9名のうち6名が再任、3名が新任ということです。

山田委員 任期ということですが、新任の先生方が3名ほどいらっしゃるように書いてあります。特に松田先生のご専門等について教えていただけたらと思います。

生涯学習推進課長 新任の松田哲先生でよろしいですね。

山田委員 はい。

生涯学習推進課長 流通経済大学の教授の方でございます。前回までは和田律子先生という方に、教授の方をお願いしてございましたけれども、今回、松田哲先生にお代わりになります。松田先生は教育学、人間関係論、コミュニケーション論等のご専門でございます。現在は流通経済大学のスポーツ健康科学部の教授をされてございます。教育社会学、コミュニケーション論等の立場から公民館事業についてのご意見を、豊富なご経験からいただけるものとい

うふうに考えております。

委員長 よろしいですか。まだ何か。

山田委員 続きでいいですか。

委員長 山田委員、どうぞ。

山田委員 もう一回だけ、すみません。

ありがとうございました。この公民館の運営審議会の審議の予定の回数とか、そういったものがありましたら教えていただきたいのが1つと、それから生涯学習推進課のほうで、今まで家庭教育の部分というものについて、前回は議論が出ていたと思うんですけども、こちらのほうで引き続き公民館から引き継いで担当されるということで、社会教育課との連携の中で検討していくというようなことにお聞きしたように覚えております。そういったことが議題にのっていきのかどうかというようなことが、今わかる範囲で結構ですので、教えていただければと思います。

生涯学習推進課長 まず、この任期中の開催回数でございますけれども、年間3回を予定してございます。今までは年間3回。ですから、2年間で6回をかけて1つのテーマについてご協議をいただくというふうにしております。過去2回を考えると、平成22、23年度につきましては、家庭教育学級の支援のあり方についてというテーマで答申を頂戴してございます。また、24年度、25年度につきましては、その延長でございますが、家庭教育支援の保護者のニーズ調査についてをテーマとして、昨年度その調査をさせていただいております。2回続けまして家庭教育についてのテーマをさせていただきましたので、引き続きになるかどうかは、まだ今のところ決定はしておりませんが、公民館事業としては広い範囲のものがありますので、今回は、ほかの委員さんたちともご相談の上ですが、もっと広い意味で成人教育もしくはボランティア活動であるとか、いろいろご意見を頂戴してございますので、家庭教育に限った議論になるとは限らないというふうに考えております。

ついでなんですけれども、松戸市の家庭教育等の支援のニーズ調査なんですけど、先ごろまとまりまして、今、各学校にお配りしてございます。もしよろしければ、今、皆様にもそのご参考にお見せしたいと思うんですけども、委員長よろしいでしょうか。

委員長 はい、お願いします。

(資料配付)

生涯学習推進課長 昨年の7月に全小学校の保護者、全員というわけにはいきませんが、全校1学年1クラスの保護者及び全教員、小学校の教員に対しての意識調査でございます。ア

ンケート調査をさせていただきました。その結果を公民館運営審議会でご協議いただいて、それを結果としてまとめさせていただきました。各学校にも今、その学校独自のデータとあわせてお配りして、ご説明をして回っているという状態でございます。特徴的なことを二、三ご説明させていただいてもよろしいでしょうか。

委員長 はい、お願いします。

生涯学習推進課長 一番最初の保護者に対する設問で、不安や孤独感があるかという設問がございますが、それに対して「ある」とお答えになった方は22パーセントでございました。我々としては、もう少しこういう部分はパーセンテージが高いのかなというふうに考えていたんですけども、保護者の方たちは、それほどそういった不安はお持ちじゃないですし、教育に対する情報も十分に自分たちは得ることができているというふうにお考えなようがございます。また、相談相手等も、例えば一番身近な友人、知人ということが一番多かったんですけども、それについても余りご不自由を感じているわけではございません。

ただ、一方、教員の方に対する同じような設問もございますが、そちらですと、教員から見ますと、保護者の方は6割程度、本当は不安を抱えている方がおられるのではないのでしょうかというような見方をしております。つまり、保護者ご自身のお考えと、教員の方から見た様子とは随分違いがあるのかなという部分が感じられるデータになっております。

あとは、家庭教育学級についての設問もありますけれども、それについては、やはり前回の公民館運営審議会の会議でも議論になりましたけれども、周知度が低いという部分と、ただ、やっていることに関する価値は保護者も教員も、ともにお認めいただいているという形ですので、その辺の改善策を要望されているというふうに考えております。

雑駁ですけども、そういった内容ですので、もう一度よく目を通していただいて、もし何かございましたらご意見を頂戴できればというふうに思っております。

委員長 ありがとうございます。

松田委員 ちょっと質問をさせてください。

委員長 松田委員、どうぞ。

松田委員 大変貴重なものをありがとうございました。1点だけ。各調査項目の結果のところにコメントがあるんですが、これは審議会でオーソライズされたものと考えてよろしいでしょうか。

生涯学習推進課長 さようでございます。結果を公民館運営審議会委員の方たちに、2回ほどですけども協議をいただいて、また、その場以外でも個々にご意見を頂戴いたしました。

それを集約したものを最終的な会議でご了解をいただいたというふうになっております。

松田委員 わかりました。参考にさせていただきます。ありがとうございました。

委員長 ほかにいかがでしょうか。よろしゅうございますか。

こういった実態調査をしていただくと裏づけになりますから、非常にいいことだと思えます。あるいはこれをもとにして、どういうふうに松戸市における家庭教育を考えていったらいいかという、その材料になりますね。

山田委員 これは、またよく拝読します。恐らく、先ほどのざっくりとしたまとめ方の中で、そういうニーズがあるのかなのかというのは、そんなに不安は持っていないと言ってしまっているかというところがあります。これは捉え方というか、どこに光を当てるかだと思うので、後ろのほうも見てみると、どういうところに相談、どういうところからの情報が欲しいかというところでは、例えば公民館とかよりも学校、やっぱり子供たちに関してはそういうふうになると、傾向がありますので、そういった中でどういうチャンネルを使って、これは家庭教育ですので、家庭教育支援を行っていくかということに関して引き続きご検討を、この公民館運営審議会ではない場面で必ずメニューから落とさないでやっていただきたいというのがお願いでありますし、恐らく生涯学習推進課という課の名称が変わったといいますが、組織変えがあったということも、そういった意味で公民館は公民館として、生涯学習全般をどう進めるかということと役割分担をしていきたいと思いますというように私は感じておりますので、そういった意味で引き続き、この結果を受けて検討していただければありがたいというふうに思いますので、よろしくお願ひいたします。

瀧田委員 貴重な資料をありがとうございます。ゆっくり拝見させていただきたいと思うんですが、数で陥りやすいのは、多いからいい、少ないからこれでいいんだろうじゃなくて、特に子供の教育に関すること、または子供に関することというのは、どんなに少なくても、問題点があるような気がするんですね。それで、家庭学級をやっても、家庭学級の講演会なんかに出てくるお母さんたちはもう、ある意味ほかでも参加しています。ところが、誰にも相談者がいない、何もいないという人に限って、こういうところに出てこない傾向があります。孤独感というのはどんどん子供のほうに影響していきますので、その数の中の少数派に関してどういうふうな手だてをとるかというのは、子供が相手の場合は特に大事なんじゃないかなというふうに思うんですね。ですから、相談できる人がいないとか、そういうところの子供のことを考えたときに、数が少なければ少ないほど、その深みというのを感じるものですから、その辺はきめの細かい方法をとっていただきたいというふうに思います。数だけでは

なくて、その質まで入っていけるものなんではないかと思いつつ、これから拝見させていただきます。

それから、ちょっと話、いいですか。

委員長 はい、どうぞ。

瀧田委員 それるかもしれませんが、家庭学級とかPTAとか、そういうところにだけ照準を合わせると公民館事業というのは本当はまずいで、成人学級そのものがもっと広い対象に向けて事業を展開していただきたい。図書館とかも含めての共通のフィールドができるいいと思っていますので、どうぞ家庭学級、学校のPTA、学校の若いお母さんも大事なんですけど、もっと枠を広げていただいて、いろんな機関を巻き込みながら大きな活動をしていただいて、その中にお母さんも入っている、おばあちゃんも入っている、それから子供も入っているみたいな、世代をある程度ミックスしたようなものも期待しているところなんです。ですから、その辺も社会教育と、さっき社会教育課とどういう兼ね合いがあるのかというふうに話が出ましたので、その辺を上手に巻き込みながら、生涯学習と社会教育と、それからそのほかのところですね、そういうものを全部包括したものの中で、よりよい事業の組み立て、そして孤独な子供たち、それからどうしようもないお母さんたち、そういうところにも光を当てながら組んでいただきたいというふうに思っています。

以上です。

委員長 なかなか難しい課題ですね。家庭教育に市の教育委員会や社会教育委員会がどれくらい入り込めるのかは、それ自体とても大きな問題ですから、非常に厄介です。しかし、日本は今、子供の貧困が非常に大きいと言われてます。結局、家庭の問題でもある。それを市としては全体として受け止めなければいけない。個別家庭の貧困ではなくて子供の貧困をどうするかということをして市の行政としてどう捉えるか、市全体として子供の教育によりよい方策、施策をどうやって立てていくか。非常に厄介ですね。厄介だけれども、こつこつと取り組んでいかなければいけないテーマでもあります。大変でしょうけれども、こういうアンケート調査を1つの材料にしながら進んでいっていただきたい。

議案第30号については質疑及び討論を終結し、採決してよろしいですか。

(「はい」の声あり)

委員長 それでは、議案第30号を採決いたします。

議案第30号については、原案どおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

委員長 ご異議がないものと認め、議案第30号は原案どおり決定いたしました。

◎議案第31号

委員長 次に議案第31号「松戸市教育功労者の表彰について」を議題といたします。

ご説明願います。

生涯学習推進課長 議案第31号でございます。「松戸市教育功労者の表彰について」です。

松戸市教育委員会表彰規則第2条の規定に基づき、別紙の者に感謝状を贈呈する。別紙につきましても、次ページでございます小林政弘様でございます。

提案理由といたしましては、松戸市公民館運営審議会委員として多大な功績と労苦に感謝の意を表するためでございます。

調書がございます。3ページのほうに調書がございますのでごらんください。申しわけございません。若干、この調書の中で誤字、脱字がございましたので、訂正させていただければと思います。②の「名」としか入ってございませんが、②は「氏名」でございます。それから③につきまして「年月日」としか入ってございません。申しわけございません、こちらは「生年月日」でございます。

小林委員につきましては、平成16年から本年6月まで、5期10年にわたって公民館運営審議会委員をお務めいただきました。同時期に社会教育委員としてもご功績があることは、先ほどの議案でもご案内のとおりでございます。今回、私どものほうの議案につきましては、公民館運営審議会委員としての長年の功績に対して感謝状を贈呈したいと思うものでございます。

以上でございます。

委員長 ありがとうございます。

議案第31号につきましては、ただいまのご説明のとおりです。これより質疑及び討論に入ります。

瀧田委員 時間がないところすみません。小林政弘さんについては、社会教育委員も今年おやめになったんですね。

生涯学習推進課長 さようでございます、はい。

瀧田委員 一緒に両方とも引かれた。

生涯学習推進課長 ええ、両方を委員になられていました。社会教育委員もされておりました

し、公民館運営審議会委員にもなられていました。

瀧田委員 わかりました。一応、確認で。

委員長 そうですね。先ほどの資料を見ると、社会教育委員のほうは、平成15年6月からおやりになっていますが、ただいまの資料の3ページでは、公民館運営審議会委員は平成16年、1年おくれてなっていたと思いますね。

議案第31号につきましては質疑及び討論を終結し採決したいと思いますのですが、よろしいですか。

(「はい」の声あり)

議案第31号の採決をいたします。

議案第31号につきましては、原案どおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

委員長 ご異議がないものと認め、議案第31号は原案どおり決定いたしました。

◎議案第32号

委員長 次に議案第32号「松戸市立博物館協議会委員の任命について」を議題といたします。ご説明願います。

博物館次長 松戸市博物館協議会委員につきましては、松戸市立博物館条例第8条第2項において、学校教育関係者、社会教育関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者、学識関係者のうちから教育委員会が任命すると規定されているところでございます。

このうち、このたび学校教育関係者として松戸市校長会から推薦され、任命をしていただいていた貝の花小学校教頭の西郡泰樹先生が本年4月の人事異動によりまして学校教育課に異動になったことに伴い、松戸市校長会から新たに六実小学校教諭の佐藤祐介先生が後任者として推薦されたものでございます。これによりまして、新たに教育委員の皆様へ任命をしていただきたいということで、ご提案をしたものでございます。

任期は、前任者の残任期間といたしまして、本日平成26年5月8日から平成27年9月30日までとなります。

なお、佐藤祐介先生には、平素より学校教育の社会科の教科を代表し、博物館と学校教育の博学連携にご尽力をいただいているところでございます。

以上、第32号のご説明でございます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

委員長 ありがとうございます。

議案第32号につきましては、ただいまのご説明のとおりです。これより、質疑及び討論に入ります。

博学連携という言葉があるんですね。新しい言葉です。初めて聞きました。

博物館次長 その言葉のとおり、博物館と学校の連携ということで、一生懸命やってまいりたいと考えております。

山田委員 そういった先生であるという、佐藤先生はそういう実際に非常に关心といいますか、関わりを持っている先生だということ。これは、ちなみに校長会代表という位置づけは正式名称なんですか。

博物館次長 学校関係者という形で任意で選ぶというわけにもまいりませんので、校長会から代表者を選んでいただいているというような説明の趣旨でございます。

山田委員 例えば、その上の綿貫先生は、和名ヶ谷中学校長が校長会の代表という、これは校長会の代表としてしっかりくるんですけれども、校長会の代表で教諭というのは、それまでも教頭先生が西郡先生いらしたから、別にいいんですけれども、校長会が推薦されてこられているという意味に代表を捉えればいいということですね。

博物館次長 はい、よろしく願いいたします。

教育長 校長会の中でも、要するに校長の中でも、特に綿貫先生の専門は考古学ですので、そういう専門性、佐藤のほうもそうですけれども、それぞれ教科の指導において、その専門性、博物館に関わりが深いということで選出されていると思います。

山田委員 はい、わかりました。

瀧田委員 すみません。校長会の代表が必ずしも、校長会長だということではないですよね。

教育長 違います。

瀧田委員 違いますね。はい、わかりました。

委員長 言葉の使い方でしょう。伝統的にそういう倣いできたとすれば、それでいいんでしょうけれども、なれていない人が聞くと、校長会のメンバーでもないのに校長会代表ということがあるのか、ちょっと疑問が湧くという程度です。

よろしゅうございますか。

(「はい」の声あり)

委員長 それでは、議案第32号につきましては、これで質疑及び討論を終結し、採決したいと思います。

議案第32号につきましては、原案どおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

委員長 ご異議がないものと認め、議案第32号は原案どおり決定いたしました。

◎議案第33号

委員長 議案第33号「松戸市心身障害児就学指導委員会委員の委嘱について」を議題といたします。

ご説明願います。

教育研究所長 よろしく申し上げます。議案第33号でございます。「松戸市心身障害児就学指導委員会委員の委嘱について」でございます。

提案理由につきましては、松戸市心身障害児就学指導委員会条例第3条に規定されている委員に欠員が生じたためでございます。第4条の規定により新委員を委嘱するものでございます。

次のページをごらんください。

欠員を補うために、記載の方々を新たに委嘱いたします。任期は平成26年6月7日から平成27年6月6日までで、前任者の残任期間となります。

次の3ページは、委嘱の状況を示したものでございます。

以上でございます。よろしく願いいたします。

委員長 ありがとうございます。

議案第33号につきましては、ただいまのご説明のとおりです。これより質疑及び討論に入ります。

教育研究所長は、時間の節約のため、説明をかなり省略していただいたと思います。その点は感謝いたしますが、委員の皆さんで何かご質問ありましたらどうぞ。

松田委員 質問よろしいですか。

委員長 松田委員、どうぞ。

松田委員 2ページなんですけれども、3人の新任ということはわかりましたが、その任期、6月7日から6月6日まで（前任者の残任期間）とあるのは、これはどういう意味なのか説明いただけますか。

教育研究所長 在任のお願いする期間が2年間でございます。その残りの期間、2年間お願い

したところを、転勤等人事異動で代わってしまったために、残りの期間を引き継いで委嘱していただくという意味合いでございます。

松田委員 25年から始まっているわけですか。

教育研究所長 そうですはい、25年からです。6月7日からでございます。

松田委員 そうすると、現在5月にあつては、例えば1号委員としては、現在の職とは無関係に、前年度の職で指定されている鮎川委員がなっているということですか。

教育研究所長 そうです、そういう形になっております。

松田委員 わかりました。

教育研究所長 ちなみに、第1回目が6月以降に行われるという形になっております。

委員長 新任の柳先生、井上先生、それぞれのご専門は、何かご説明いただけますか。

教育研究所長 柳先生につきましては、そちらの3ページ目でございます知的学級の担任の先生でございます。それから、井上たか子先生につきましては、今年度、松戸市の県立の松戸特別支援学校の校長に着任した校長先生でございます。それぞれ、その道の専門家でございます。

委員長 恐らくそういうことだと思うんですけども、もうちょっとわかりやすい具体的な説明があるかなと思いました。つまり、柳先生は相模台小学校でそういう経験がおありなわけですね。

教育研究所指導主事 柳先生につきましては、市内の特別支援学級、特に知的学級の経験の長い先生です。井上たか子先生は、校長先生として、2校目となります。

瀧田委員 心身障害児の就学指導というのは、結構その子供にとっては大変なことだと思うんですね。委員会で個別のケースを指導するというか、協議するということはあるんでしょうか。就学指導に関して、委員会の中で個別のケースについて検討することはないんでしょうか。

教育研究所長 どのような形で進めていくかについて簡単にご説明いたします。大体1件について15分から20分程度の時間をとります。最初に対象児の所属している幼稚園とか保育所の先生からお話をお伺いし、その後、今度は保護者に質問をしていきます。保護者の意見を聞いたり、助言をしたりしますので、そういう面では個別的な対応という形になります。

瀧田委員 そうですね。私が気になっている個別指導とは、その後の相談というか、その後の関わりというのが、その委員会の中で持てるのかどうかということが1つと、それから、役職でなっている方いらっしゃいますよね、学校長とか。今回も、多分そういう役職がかわら

れたので、お人がかわっていらっしゃるのかなと思うんですが、そういうふうに個人がその成長過程である程度長期的に相談をかけていくということと、その人がかわってしまうということが、ちょっと気になったものですから。

教育研究所長 今、委員のおっしゃるところが、実は一番課題となっています。就学指導委員会の位置づけというものが法令等の整備も含めて変わってきております。おっしゃるとおり、その後の継続的、一貫性のある指導をもっとすべきじゃないかと言われております。現に今年の4月1日から、県では就学指導委員会の名称が教育支援委員会に変わっております。その名前からも察するとおり、就学時だけではなく、その後も継続した支援が求められています。本市では、市教育研究所が情報を得て、仲立ちしていくのが、一般的なパターンになっていますが、今後はその部分がやはり中心課題になっていくと考えております。

瀧田委員 成長過程の変わり目とか、いろんなことを流動的に考えていただきたいなというも思っていたものですから、すみません。就学時だけで全てが決まると云うことではなく、成長過程を丁寧に見て頂きたいと思えます。

教育研究所長 そうですね、はい。

瀧田委員 よろしくお願ひします。

学校教育部長 就学指導委員会、先ほど15分から20分という話がありましたけれども、そこに行くまでの過程で臨床心理士の相談員が絡んでおまして、やはり相談が研究所に来たケースについては、その保護者の様子、または子供の様子、それから保護者の考えであるとか実態であるとかというものを踏まえた相談を数回重ねた上で、就学指導委員会という流れに持って行っております。ですから、就学指導委員会で就学の決定をした後も、保護者のほうで、やはり何らかの相談がしたいというのは、まずは学校ですけれども、学校を通してまた研究所に戻ってくるケースもありますので、そういう意味では継続的な関わりも持てる環境にはあるかなと思っております。また今後、先ほどあった教育支援委員会というような名称、名前だけではないそういう流れ、個別の支援計画、要するに教育だけではなくて、将来につながるそういう支援計画的なものも含めた支援の仕方を考えていく必要があるかなとは思っております。

瀧田委員 ありがとうございます。

委員長 ありがとうございます。

市場委員、この件について何かありますか。

市場委員 ちょっと質問なんですけれども、先ほど、実際には一人一人の事例について、担当

のケースワーカーというのか、担当者がいて、その学習教育支援をしていくというようなお話がちょっとありましたけれども、それは実態として、例えば1人の支援する方が担当する例えば人数とか、そういうのというのは大体どういうものなのかというのは今わかりますか。

教育研究所指導主事 相談につきましては、現在、相談員4名で、約400件のケースを抱えております。もちろん就学指導委員会に全部かかるわけではありません。その相談員が中心となって就学に向けての相談、就学後の教育相談を行っております。学校に入って、相談の必要がなくなるケースもございますので、全てをずっと抱えているわけではございません。しかし、いつでも相談が再開できる体制を整えております。

市場委員 障害児のことは余り僕はよく知らないんですけども、医療で関わっていると、実際、今診ている人では、中学校時代に障害者になっちゃった人がいて、それはもう大人になっているので、就学支援とかそういう話じゃないんですけども、その担当保健師というのがいるらしいんですが、ほとんど関わっていないというような実態が実際にはあるような事例がありますので、本当に実際に支援をどれぐらい行えているんだろうか、行える体制に本当にあるんだろうかとちょっと。その辺を本当に実体のあるものにしていただきたいなということはありませんけれども。

委員長 そうですね。なぜ、ちょっとしつこくするかといいますと、2月かな、この委員会で特別支援学級についてのトータルしたものを少し議論しました。それが小学校と中学校それぞれあると。それについて学区審議会で今回こういうふうな決定をしていただいた。それとはほかに、今度は大橋小ともう一つ小学校で、通級の何かあれをつくるという議論をしたときに、その辺の実数、実態を少し我々のわかりやすいような形で一覧表にしてほしいなということを言いました。これはちょっと厄介かもしれませんが、実数を我々が正確に捉えていないと、どこをどんな形で議論しているのかわからなくなる。

今、話題は、きょうの議題は就学指導についてですよね。しかし、これは進んでいくと特別支援学級、特別支援教育についてになってきますよね。それは、恐らく当然リンクする問題だと思います。それぞれ分けてしまうと、数も違うし実態も違って、何かどこをどういうふうに議論すればいいのかなというふうになってきます。瀧田委員の質問は、それを恐らく関連して、やっぱり一緒に何か松戸市としては考えていく必要があるんじゃないかというご意見だと思います。つまり、これも実は「松戸の教育」の中で、その数だけは一応把握しているんですよ。これの47ページでは、平成24年の数で、知的障害については小学校210、中学校127という人数がここに記録されています。これは、もう少しふえていますね。つまり、

知的とそれから自閉症、情緒障害のこれを入れると相当の数に上るわけです。これは減ることではなくて、大体同じか、あるいはふえている、そういう傾向にある。ということは、松戸市としては、やっぱりこの子たちの学校教育を真剣に考えている。いるんだけど、やっぱりそれをもう少し充実させるにはどうしたらいいかということはどこで議論するんだろうと。そうすると、やっぱりそれぞれの専門家の人たちの相談を得ながらやらなきゃいけない。ひいては、それが続けば、市場委員がおっしゃったように、成人についても言えることかもしれない。松戸市にとって、そういう人たちが生活しやすい、学校教育を平等に受けられる、そういう意味で松戸市の教育というのは、ある程度そういうところまできめ細かい教育をやっていますよということがやっぱり1つの特色、大事な点なんだと思いますね。そこが連携するような議論を、どこでどうやっているんだろうという疑問ですね。それがどこかで我々に開示してもらえると考えやすくなるという趣旨です。これはお願いということにしておきます。

だんだん頭が混乱し声も出なくなってくるので、これくらいで勘弁してください。よろしゅうございますか。

それでは、議案第33号につきましては、質疑、討論を終結してよろしいですか。

(「はい」の声あり)

採決いたします。

議案第33号につきましては、原案どおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

委員長 ご異議がないものと認め、議案第33号は原案どおり決定いたしました。

どうもご苦労さまでした。

◎報告第1号

委員長 次に報告等です。「ジャポニスム学会展覧会賞受賞について」ご説明願います。

戸定歴史館長、お願いします。

戸定歴史館長 昨年の10月5日から12月15日まで、戸定歴史館が静岡市美術館と共同で開催いたしました企画展「没後100年徳川慶喜展」に対しまして、ジャポニスム学会からジャポニスム学会展覧会賞を授与されました。

この選考の理由といたしましては、お手元の資料のほうにもございますが、簡単に申し上

げますと、日本と東西文化交流という賞の趣旨に合致しまして、展覧会としてテーマ及び問題提起、学術的成果は明快で秀逸との評価を受けております。

こちらの記事につきましては、朝日新聞の文化欄ですとか産経新聞、それから新美術新聞、広報まつどのほうには5月15日号で発表する予定でございます。

皆様の机のほうに賞状の原本を置いてございますが、どうぞごらんになってみてください。

私のほうからは以上でございます。

委員長 ありがとうございます。

僕も学会の仕事をしていましたので、学会賞を決めることの難しさというか、審査作業の大変さについては、知っているつもりです。まず選考委員会を開いて、候補論文を募集して、応募作品があれば、その中からどれにするか審査するわけです。そういう意味では、学会賞をいただいたということはとても重要だと思います。この件があったので、ジャポニズム学会のホームページを見てみました。去年第1回があって、今年、これは第2回目の学会展覧会賞なんですよ。学会賞は元々もう三十何年前からあって、奨励賞がつい最近作られ、去年から新しくこの展覧会賞というのを設けたようです。その第2回目の受賞でしたが、第1回目は何かご存じですか。

戸定歴史館長 KATAGAMI style、三重県の美術館。

委員長 そうですね。1回目は三重県のKATAGAMI styleというのが、受賞されました。松本市は2回目の展覧会賞のようです。これから徐々にこの賞が評価されていくんだと思いますけれども、そういう意味で、戸定歴史館がいい企画をしたということが学会でも評価されたということは、嬉しいことですね。

山田委員 これは、エントリーするんですか、ノミネートをどこかでされるんですか。

委員長 通常は、推薦を受け付けるんですよ。

戸定歴史館長 はい。こちらからエントリーとかというのはございません。

山田委員 そうですか。

戸定歴史館長 はい。あちらのほうから視察に見えまして。

松田委員 それはすばらしい。

委員長 これを契機に、次もまたいい企画を練って、さらに松戸の戸定歴史館はすごいことをやっているぞというふうに評価されるとうれしいですね。

どうもご苦労さまでした。ありがとうございます。

戸定歴史館長 ありがとうございます。

委員長 本日の議題は以上になります。

◎その他

委員長 その他に移ります。

委員の皆さん、何か特にありませんか。

なければ事務局お願いします。

教育企画課長 教育企画課長ですが、次回の教育委員会会議の日程についてでございますけれども、平成26年6月12日木曜日午後2時から、こちら5階会議室で開催ということで皆様いかがでございましょうか。

委員長 6月12日。委員の皆さん、よろしゅうございますか。

(「はい」の声あり)

委員長 6月12日木曜日午後2時から。わかりました。

それでは確認いたします。

次回教育委員会会議は、平成26年6月12日午後2時から、教育委員会5階会議室にて開催いたします。

2時間過ぎました。以上をもちまして。

学校教育部長 すみません、報告で。申しわけございません。

委員長 失礼しました。何かありましたか。

学校教育部長 小金中学校が文部大臣表彰を4月15日に受けてまいりました。内容は、ロボカップ2年間連続出場ということと、それから学校全体で大学の講演会、講師を招いて講演会を行っている、それからもう一つは、理科の授業で問題解決型学習を継続して行っているという、その全体を含めた理科教育に関する創意工夫育成功労学校賞、ちょっと正式名称、今出てこないんですけども、そういう文部大臣表彰を受けてまいりましたので、ご報告でございました。

委員長 よかったですね。

この前ちらっとそのことを耳にしたものですから、何の賞だったのかなと実は思っていました。よかったですね。ところでロボカップ、頑張っしてほしいですね。

学校教育部長 今年は残念ながら、26年度は出場がならなかったということで、もう出ています。

委員長 もう結果は出たんですか。

教育長 はい、出ました。7位ということで。

委員長 それは、残念ですね。ごめんなさい、手順がちょっと狂いましたが、付け加えて報告事項は何かありますか。よろしいですか。

◎閉 会

委員長 それでは、以上をもちまして、平成26年5月定例教育委員会会議を閉会いたします。
どうもありがとうございました。

閉会 午後 4時08分

この会議録の記載が真正であることを認め署名する。

松戸市教育委員会委員長

松戸市教育委員会委員